

令和5年第2回広尾町議会臨時会 第1号

令和5年3月27日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 議案第55号 広尾町簡易給水施設給水条例の一部改正について
- 4 議案第56号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第1号）について

○出席議員（10名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司   | 2番 浜野 隆   |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂   |
| 5番 北藤 利通   | 6番 志村 國昭  |
| 7番 星加 廣保   | 9番 渡辺 富久馬 |
| 11番 旗手 恵子  | 13番 堀田 成郎 |

○欠席議員（2名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 10番 小田 雅二 | 12番 山谷 照夫 |
|-----------|-----------|

○出席説明員

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 町 長           | 村 瀬 優     |
| 副 町 長         | 田 中 靖 章   |
| 会 計 管 理 者     | 山 崎 勝 彦   |
| 兼 出 納 室 長     | 山 崎 勝 彦   |
| 総 務 課 長       | 山 岸 直 宏   |
| 総 務 課 長 補 佐   | 柏 崎 弥 香 子 |
| 併 総 務 課 参 事   | 西 内 努     |
| 併 総 務 課 主 幹   | 木 幡 幸 雄   |
| 併 総 務 課 主 幹   | 木 村 正 樹   |
| 併 総 務 課 主 幹   | 坂 田 邦 昭   |
| 企 画 課 長       | 及 川 隆 之   |
| 企 画 課 長 補 佐   | 鎌 田 慎     |
| 住 民 課 長       | 楠 本 直 美   |
| 住 民 課 長 補 佐   | 村 中 晃 央   |
| 兼 住 民 課 長 補 佐 | 三 浦 直 子   |

保 健 福 祉 課 長	宝 泉	大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一	也
兼老人福祉センター所長	宝 泉	大
地域包括支援センター長	村 上 洋	子
兼健康管理センター長	保 坂 一	也
健康管理センター次長	三 浦 直	子
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭	力
子育て世代包括支援センター長	佐 藤 清	美
認定こども園ひろお保育園長	西 脇 優	子
認定こども園ひろお保育園副園長	佐々木 みゆき	
兼豊似保育所所長	佐々木 みゆき	
特別養護老人ホーム所長	金 石 輝	義
兼養護老人ホーム所長	金 石 輝	義
農 林 課 長	平	浩 則
兼町営牧場長	平	浩 則
水産商工観光課長	室 谷 直	宏
建設水道課長	寺 井	真
建設水道課長補佐	三 上 昌	樹
建設水道課長補佐	川 崎 幸	一
兼下水終末処理センター長	寺 井	真
港 湾 課 長	安 岡 伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	佐	藤	直	美
総	務	係	主	浅	野	愛	海

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第2回広尾町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。  
議員の出欠であります。10番、小田雅二議員、12番、山谷照夫議員より欠席の届出があります。  
本臨時会には、町長から議案2件を受任しております。  
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 議案第55号

- 1、議長（堀田） 日程第3、議案第55号 広尾町簡易給水施設給水条例の一部改正についてを議題とします。  
提出者に提案理由の説明を求めます。  
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 議案第55号 広尾町簡易給水施設給水条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

この条例の一部改正については、平成31年1月に総務省より公営企業会計のさらなる推進についての通知があったことを踏まえ、令和5年度からの公営企業会計適用により、12月定例会で議決を

いただきました広尾町簡易水道条例の廃止に伴い、広尾町水道事業給水管理条例を準用するよう改正を行うものであります。

なお、本改正条例につきましては、令和5年4月1日から施行したいとするものであります。  
以上、議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第55号 広尾町簡易給水施設給水条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第56号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第56号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第56号について提案説明を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予算の追加であります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,748万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を73億5,448万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

14款1項国庫負担金は、ワクチン接種費用の国庫負担であります。2項国庫補助金は、ワクチン接種体制確保の国庫補助であります。

次に、歳出であります。

4款1項保健衛生費は、ワクチン接種の委託料、接種券の発行及び発送等に伴う予算の追加並びに人件費の追加であります。

なお、事業の詳細につきましては、担当参事より補足説明をいたさせますので、議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料の2ページをご覧ください。

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

初めに、接種の法的位置づけであります。予防接種法の特例臨時接種が1年間延長されることに伴い、令和6年3月31日まで新型コロナワクチン接種を継続することになります。

次に、2の追加接種スケジュールから3ページの5、公的関与規定の適用であります。

恐れ入りますが、4ページをご覧ください。

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の在り方であります。表の左側の区分は、12歳以上の初回接種完了者、その下は5歳から11歳の初回接種完了者と区分しております。

令和4年の秋開始接種は、昨年の9月末から開始されており、3月31日まででありましたが、5月7日まで延長となるものであります。接種の努力義務等の対象は、引き続き5歳以上の初回接種完了者となっております。

次に、令和5年春開始接種であります。重症化リスクが高い方などを対象に5月から8月までに1回のワクチン接種を行うものであります。接種対象者は65歳以上の高齢者と5歳以上で基礎疾患を有する方及び重症化リスクが高い方が集まる医療機関や高齢者施設等に従事する方となります。そのうち高齢者と基礎疾患を有する方は、努力義務の対象者となります。また、5歳から11歳で3回目の追加接種が未接種の方は、接種の期間が継続されるものであります。

次に、令和5年秋開始接種であります。追加接種可能な年齢の方を対象に、9月から1回のワクチン接種を行うものであります。接種対象者は、5歳以上の方となります。そのうち努力義務の対象者は、春接種と同じ方となります。

下の表であります。生後6か月から4歳までの乳幼児と初回接種の未完了者につきましては、引き続き接種の努力義務対象者となっております。接種された方の自己負担につきましては、公費負担となりますので、引き続きございません。

最後に、本事業に係る予算であります。

お手数をおかけいたしますが、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳出の4款1項3目予防費の保健事業費であります。接種券の発送等に伴う需用費と役務費等の経費と12節の委託料は予防接種委託料とワクチン追加接種対応ツールの導入、13節使用料は引き続

きインターネット上で予約サービスを行うための使用料、そのほか人件費となっております。なお、5年度の予約につきましては、ワクチン接種を希望する方にインターネットまたはワクチン専用電話にて予約を入れていただく方法により、接種体制を構築していきたいと考えております。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することいたします。

これより審議に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第56号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

#### ◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和5年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時09分